

相互利用規約

平成15年11月20日制定

平成25年8月9日改定

- 1 正会員A、B及び協力会員は、所蔵資料の相互利用（以下「相互利用」という。）を行う。
- 2 相互利用は、閲覧、複写、貸借とし、この利用は正会員A、B及び協力会員の好意と特典であるが、権利ではない。
- 3 相互利用の実務は、本会が発行する「相互利用マニュアル」に基づいて行う。
- 4 相互利用は、原則として複写をもって行う。
- 5 原本を貸借する場合は、以下の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 荷造りを厳重にする等、輸送途中の事故を防ぐために必要な配慮をする。
 - (2) 借用期間は、現品発送の日から、返納到着の日を含め20日以内とする。
 - (3) 借用期間の延期を希望するときは、期限前にその旨を申し込む。
 - (4) 貸借又は借用期間の延期が認められないときは、直ちに返送する。
 - (5) 借用期間中といえども返納を求められたときは、直ちに返送する。
 - (6) 貸借の図書は、貸出館から発送して返送を受けるまでの間に、借受け館において一切の責任を負う。
- 6 相互利用に伴う諸経費は、全て借受け館の負担とする。